

# 太陽光発電施設の設置に係る 三重県環境影響評価条例の 適用対象拡大の考え方

## ○ 本資料の構成(目次)

### ○ 検討の背景と環境影響評価について . . . . . p.3

検討の背景と目的

環境影響評価制度の概要

先行自治体における環境影響評価条例

太陽光発電施設に関する環境配慮要件

### ○ 太陽光発電施設の設置状況等 . . . . . p.13

三重県における太陽光発電施設の設置状況

太陽光発電施設に係る県内外の状況

### ○ 課題の整理 . . . . . p.17

### ○ 課題に対する改正の方向性 . . . . . p.19

# ○ 検討の背景と目的

## (1) 三重県を取り巻く状況

- ・ 全国的に、いわゆる「メガソーラー」の設置に対する地域の懸念が広がっている。
- ・ 三重県では、令和6年3月に三重県議会から「地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入に関する提言書」が提出された。県内に広く設置されている太陽光発電について、防災上、環境上等の影響が懸念されることから、立地場所に応じた対策が必要であるとされ、条例による設置規制区域の導入や適正な維持管理の義務化、太陽光発電に対する環境影響評価の対象拡大等について提言された。
- ・ 県民からは太陽光発電施設に係る相談等が寄せられている。

## (2) 環境影響評価について

大規模な開発事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者があらかじめ調査、予測、評価を行い、その結果について住民や自治体の意見を聴いたうえで、環境の保全について適正な配慮を行い、事業に反映させることを目的とした制度。

	環境影響評価法	三重県環境影響評価条例
対象	大規模	中小規模
手続き	環境アセスメント	対象事業：環境アセスメント※ 準対象事業：簡易的環境アセスメント

※条例には、事業計画の立案段階で行う「配慮書」の手続きはない。



わが国の環境影響評価制度では、法律と条例が一体となって、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保しているが、昨今の太陽光発電施設に対する懸念等に鑑みて、より小規模な同施設の設置についても環境保全への配慮が確保されるよう「三重県環境影響評価条例」の適用対象を拡大し、三重県の実情に応じた制度とする必要があるため、「三重県環境影響評価条例施行規則」の改正について検討することとした。

# ○ 太陽光発電施設に係る県内外の状況(1/4)

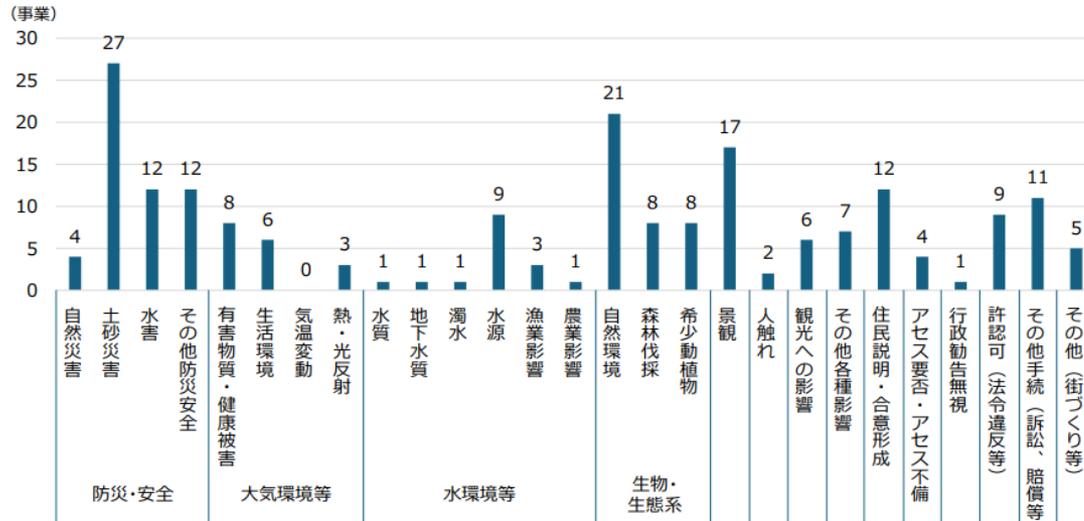
## 国の動き

- 令和7年12月23日、大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議を開催し、「大規模太陽光発電事業に関する対策パッケージ」を取りまとめた。このパッケージは、①不適切事案に対する法的規制の強化等、②地域の取組との連携強化、③地域共生型への支援の重点化の3つの柱からなる。
- 令和8年1月26日、「太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会(第1回)」を開催し、大規模太陽光発電事業や風力発電事業の環境影響評価の対象規模の見直しと実効性強化に向けた検討を開始した。

## 太陽光発電施設に関する報道

- 令和8年1月26日の環境省による「太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会(第1回)」の資料によると、令和2年4月1日～令和7年11月27日までの新聞報道を分析したところ、環境紛争を生じている40事業が抽出された。
- 現行の法対象規模を下回る事業においても問題が発生していること、面積の大小にかかわらず問題が発生していることが示された。また、抽出された40事業について、主な紛争の論点として、「土砂災害等の自然災害の発生」、「自然環境への影響」、「景観への影響」が挙げられた。

### 論点の整理結果 (n=40)



(参考)

太陽光発電施設の設置に係る特有の環境影響

令和元年7月の環境影響評価法施行令改正時の中央環境審議会の答申では、太陽光発電事業特有の環境影響として、供用時におけるパワーコンディショナからの騒音と、太陽光パネルからの反射光による影響が挙げられている。

図1 太陽光発電施設に関する報道の分析(主な紛争の論点)

(出典:令和8年1月26日 第1回太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会資料)

## 大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージの概要

令和7年12月23日 大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議決定

我が国において、国富流出の抑制やエネルギー安全保障の観点から、再エネを始めとする国産エネルギーの確保が極めて重要。DX・GXの進展によって電力需要の増加が見込まれる中で、産業の競争力強化の観点から、再エネや原子力などを最大限活用していくことが重要。

太陽光発電は、導入が急速に拡大した一方、様々な懸念が発生。地域との共生が図られた望ましい事業は促進する一方で、不適切な事業に対しては厳格に対応する必要がある。関係省庁連携の下、速やかに施策の実行を進める。

### 1. 不適切事案に対する法的規制の強化等

#### ①自然環境の保護

- ◆ 環境影響評価法・電気事業法：環境影響評価の対象の見直し及び実効性強化【環境省、経済産業省】
- ◆ 種の保存法：生息地等保護区設定の推進、希少種保全に影響を与え得る開発行為について事業者等に対応を求める際の実効性を担保するための措置等を検討【環境省】
- ◆ 文化財保護法：自治体から事業者丁寧に相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知【文部科学省】
- ◆ 自然公園法：湿原環境等の保全強化を図るため、国立公園としての資質を有する近隣地域について釧路湿原国立公園の区域拡張【環境省】

#### ②安全性の確保

- ◆ 森林法：許可条件違反に対する罰則、命令に従わない者の公表等、林地開発許可制度の規律を強化【農林水産省】
- ◆ 電気事業法：太陽光発電設備の設計不備による事故を防止するため、第三者機関が構造に関する技術基準への適合性を確認する仕組みを創設【経済産業省】
- ◆ 太陽光発電システム等のサイバーセキュリティ強化のため、送配電網に接続する機器の「JC-STAR」ラベリング取得の要件化【経済産業省】

#### ③景観の保護

- ◆ 景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表【国土交通省、農林水産省、環境省】

※ その他、土地利用規制等に係る区域の適切な設定、開発着手済みの事業に対する関係法令の適切な運用、FIT/FIP認定事業に対する交付金一時停止等の厳格な対応、太陽光パネルの適切な廃棄・リサイクルの確保等を実施。【農林水産省、文部科学省、国土交通省、環境省、経済産業省 等】

### 2. 地域の取組との連携強化

- ◆ 地方三団体も交えた新たな連携枠組みとして、「再エネ地域共生連絡会議」を設置【経済産業省、環境省、総務省】
- ◆ 景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表【国土交通省、農林水産省、環境省】【再掲】
- ◆ 文化財保護法：自治体から事業者丁寧に相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知【文部科学省】【再掲】
- ◆ 地方公共団体の環境影響評価条例との連携促進【環境省】【再掲】
- ◆ 「関係法令違反通報システム」による通報や「再エネGメン」における調査について、非FIT/非FIP事業も対象に追加【経済産業省】

### 3. 地域共生型への支援の重点化

- ◆ 再エネ賦課金を用いたFIT/FIP制度による支援に関し、2027年度以降の事業用太陽光（地上設置）について廃止を含めて検討【経済産業省】
- ◆ 次世代型太陽電池の開発・導入の強化【経済産業省、環境省、総務省】
- ◆ 屋根設置等の地域共生が図られた導入支援への重点化【経済産業省・環境省・国土交通省・農林水産省】
- ◆ 望ましい営農型太陽光の明確化・不適切な取組への厳格な対応【農林水産省】
- ◆ 国等における電力供給契約について、法令に違反する発電施設で発電された電力の調達を避けるよう、環境配慮契約法基本方針に規定【環境省】
- ◆ 長期安定的な事業継続及び地域との共生を確保する観点から、地域の信頼を得られる責任ある主体への事業集約の促進【経済産業省】

# ○ 太陽光発電施設に係る県内外の状況(3/4)

## 県の動き

- ・ 県では、地域と共生した再生可能エネルギー（太陽光発電）の導入のための課題を整理し、対応策の検討を進め、**地域と共生した太陽光発電の導入に向けて、大きく2つの方向（指導・規制等の方策と持続的な森林保全）で対応することとした。**  
さらに、これらの対応を進めるための庁内横断的な仕組みづくりに取り組むこととした。
  - ① 指導・規制等の方策として、森林法の運用強化や「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」の改定による行政指導の強化、条例の検討のほか、**県環境影響評価条例の適用対象拡大**や法定外税導入の必要性の検討を進める。
  - ② 持続的な森林保全につながる取組として、「森林由来J-クレジットの推進に関する条例（仮称）」の制定に向けた検討を進める。

## 県民の声

- ・ 太陽光発電施設に係る県民からの相談等の件数は、令和4年度から令和6年度までの3年間で277件。  
雑草繁茂(71件(25.6%))や標識不備(30件(10.8%))、柵不備(23件(8.3%))など約45%が維持管理に関するものであり、次いで説明会の開催等に関するもの(27件(9.7%))が多くなっている。
- ・ 昨今、森林を伐採してのメガソーラーの設置に対する懸念の声が挙がっている。

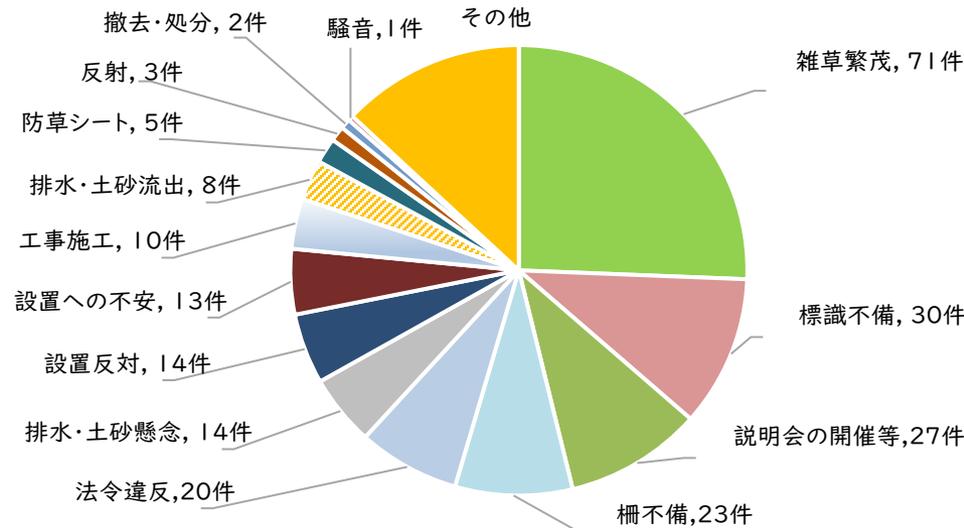


図2 太陽光発電施設に係る内容別相談等件数（令和4～6年度）

三重県の取組の方向性

指導・規制等の方策

■ 三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインを改定、指導強化(令和8年4月1日施行予定)

現行

適用対象：FIT/FIPのみ  
規模：50kW以上

- ・住民説明会等の対象範囲等の規定なし
- ・反射光や景観、騒音、雑草等に対する対策の記載なし



改定案

適用対象：非FIT/非FIPも含め、すべてを対象  
規模：10kW以上に拡大

- ・住民説明会等の対象範囲や運用を明確化
- ・住民説明会概要報告書の提出
- ・反射光や景観、騒音、雑草等に対する予防措置等の対策を明記
- ・予防措置報告書の提出

→ 1年間状況を見て、守られない事例が積み重なれば条例化することを明記

■ 太陽光発電施設の設置について、県環境影響評価条例の適用対象を拡大(令和8年中公布予定)

現行

10ha(宅地その他の用地造成)



見直し案

例えば、森林区域は1haへ  
(県環境審議会等で有識者等の意見を聴きながら、三重県の実態に即した要件となるよう検討する)

■ 森林法の運用強化(令和8年4月1日運用開始予定)

森林法に基づく林地開発許可の対象となる判断基準(※)を見直し、規制逃れを抑制

※0.5haを超える太陽光発電施設の開発は許可が必要となるほか、0.5haを超えない開発においても、「一体性を有する」と県が判断する場合には許可が必要。

現行

「主体・時期・場所の全てに該当する場合に一体性があると判断」



見直し案

- ・①主体②時期・場所の総合考慮
- ・主体の対象を精緻化、
- ・場所の30m基準の廃止

■ 森林由来J-クレジットの推進

- ・森林由来J-クレジットを県内に展開していくため、「森林由来J-クレジットの推進に関する条例(仮称)」の制定に向けて検討(令和9年4月施行をめざす)

森林保全

# ○ 環境影響評価制度の概要 (1/2)

## 太陽光発電施設の設置に係る法・条例の関係

### (1) 環境影響評価法

- ・ 法では、規模が大きく環境影響の程度が著しいものになるおそれがある事業を対象としており、一定規模以上の太陽光発電施設の設置等を行う場合には、環境アセスメントの実施を求めている。
- ・ 対象事業の規模要件は、出力が40MW【面積100ha相当】以上を第一種事業、出力が30MW以上40MW未満を第二種事業と規定している。

### (2) 三重県環境影響評価条例

- ・ 条例では、太陽光発電施設の設置自体については対象事業としていないが、太陽光発電事業を行うにあたり一定規模以上の土地の造成を行う場合には、「宅地その他の用地造成の事業」として条例に基づく環境アセスメント又は簡易的環境アセスメントの実施を求めている。
- ・ 対象事業としての環境アセスメントの規模要件は20ha以上（自然公園法等の特別地域は10ha）、準対象事業としての簡易的環境アセスメントの規模要件は10ha以上（自然公園法等の特別地域は5ha）と規定している。
- ・ 条例制定時（平成10年）に面的開発整備事業の規模要件は、以下の事項を考慮して設定している。
  - ① 従前の指導要綱（昭和54年制定）の対象規模要件及び実績を踏襲すること
  - ② 環境先進県を標榜している中、他都道府県の状況を踏まえ20ha以上を対象とすること
  - ③ 対象事業の種類ごとに生じているアンバランスの是正を図ること
  - ④ 県内において20ha以上の開発事業が多く実施され、今後も同程度の規模の事業が実施される可能性が高いこと

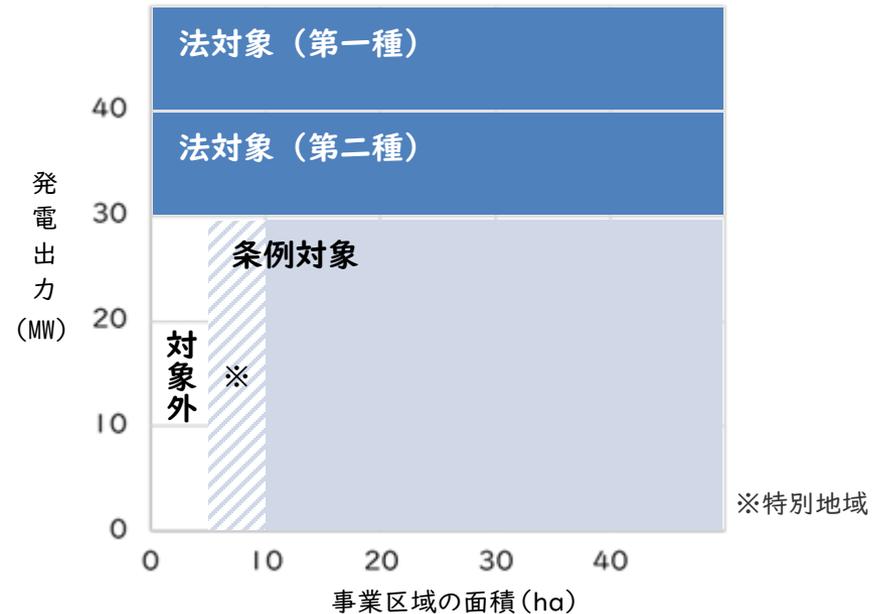


図3 太陽光発電施設の設置に係る法・条例の対象規模

表1 法の対象

規模	区分
40MW以上	第一種
30～40MW	第二種
30MW未満	対象外

表2 条例の対象

規模	区分
20ha以上	対象事業
10～20ha	準対象事業
10ha未満	対象外
<b>特別地域※ 規模</b>	<b>区分</b>
10ha以上	対象事業
5～10ha	準対象事業
5ha未満	対象外

※特別地域とは、国立公園、国定公園、三重県立自然公園の区域のうち特別地域及び海域公園地区、又は三重県自然環境保全地域のうち特別地区をいう。

## ○ 環境影響評価制度の概要 (2/2)

### 環境影響評価制度 (太陽光発電施設及び土地造成) の変遷

- 三重県では、昭和54年4月から環境影響評価の実施に関する指導要綱を運用し、事業者が対象事業を実施するにあたり、当該事業が環境に及ぼす影響についてあらかじめ調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、これに対する意見を求める手続等を実施。当初は12の事業を対象とし、主な面的開発整備の規模要件は、工場用地の造成20ha、ゴルフ場建設20ha、その他の宅地造成100haとして運用を開始した。
- 平成10年**には、複雑化・多様化する環境問題への対応や、平成9年に国が環境影響評価法を制定し、対象事業・評価項目の拡大や手続の充実が行ったことなどに対応するため、要綱によって運用を行ってきた環境影響評価制度を充実・強化することを目的として、制度の**条例化**を図った。
- 平成28年には、それまで任意であった従来の「準用事業」を「準対象事業」として再構成し、準対象事業について文献調査などの簡易な調査方法による簡易的環境アセスメント手続を導入する等の改正を行った。

表3 環境影響評価制度 (太陽光発電施設及び土地造成) の変遷

年・制度	対象・内容
◆昭和54年 県指導要綱制定 【昭和54.4.1施行】	工場用地の造成及びゴルフ場建設事業は20ha以上を対象 <u>その他の造成に当たっては100ha以上</u> を対象
◆平成9年 環境影響評価法制定 【平成11.6.12施行】	「太陽電池発電所」は対象外
◆平成10年 県環境影響評価条例制定 【平成11.6.12施行】	<b>20ha以上の造成事業を対象</b> ➢ 要綱の対象規模要件やその実績、自然保護等に関する法令及び他県の状況を踏まえ、宅地造成を含む面的開発整備事業は、原則20ha以上を規模要件として設定 ※特別地域は10ha以上
◆平成28年 県条例改正 【平成28.4.1施行】	<b>「準対象事業」を制度化(義務化)</b> ➢ 従来の「準用事業(任意制度)」を「準対象事業」として再構築、手続を義務化(簡易的環境アセスメント、 <u>宅地造成では10ha以上</u> が対象規模) ※特別地域は5ha以上
◆令和元年 法施行令改正 【令和2.4.1施行】	<b>「太陽電池発電所」の設置の工事の事業等を対象事業とする改正</b> ➢ 太陽電池発電所の設置等の工事の事業のうち、出力が4万kW【面積100ha相当】以上を第一種事業、出力が3万kW以上4万kW未満を第二種事業として、対象事業の規模要件が定められた

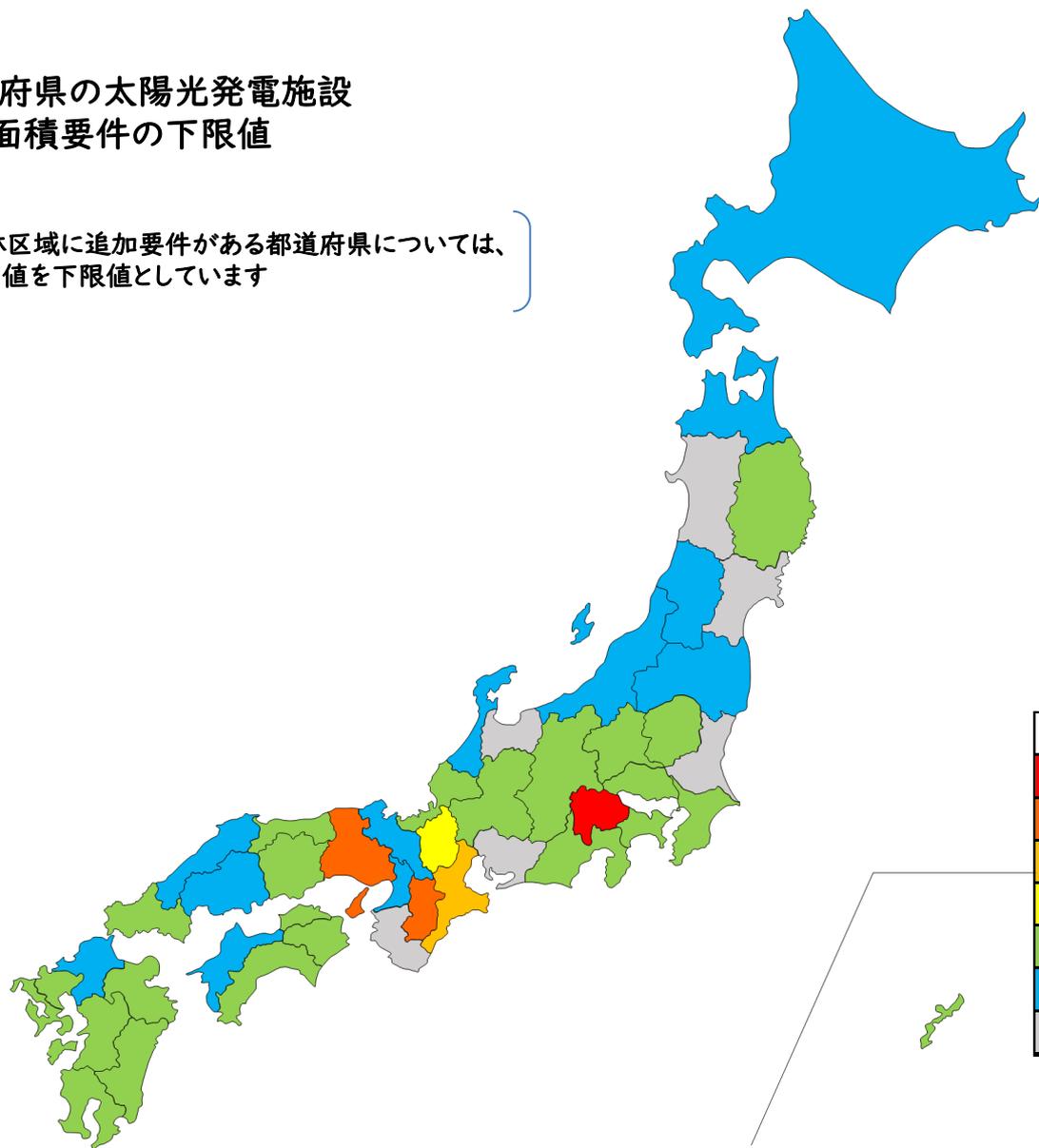
# ○ 先行自治体における環境影響評価条例(1/2)

表4 先行自治体における環境影響評価条例(太陽光発電施設に限る)

県名	対象となる「事業の種類」	対象となる「開発規模要件」				太陽光発電施設の規制条例	
		規模	要件	規模	追加要件		
1	山梨県	太陽光発電施設の設置等	9 ha	太陽電池発電所の設置の工事の事業	0.5 ha	当該区域に <b>森林</b> (森林法第二条第三項に規定する国有林及び同法第五条第一項の地域森林計画の対象となっている私有林をいう。)が0.5ha以上含まれる場合	あり
2	兵庫県	太陽光発電施設の設置等	5 ha	電気工作物のうち、太陽光発電所にあつては、当該新設に係る土地の区域の面積が5ha以上であるもの	—		あり
3	奈良県	太陽光発電施設の設置等	5 ha	太陽光発電施設の設置の工事の事業(太陽光発電施設設置区域の面積が5ha以上であるものに限る。)	—		あり
4	滋賀県	土地の造成	20 ha	都市計画法第4条第11項に規定する第2種特定工作物および当該工作物と一体として整備される施設の新設の事業	15 ha or 10 ha	当該敷地に <b>森林地域</b> (国土利用計画法第九条第二項第三号に規定する森林地域をいう。)が15ha以上含まれる場合にあつては15ha以上、自然公園区域が1ha以上含まれる場合にあつては10ha以上	なし
(参考)	三重県	土地の造成	10 ha	施行区域の面積(都市計画法第九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。)が20ha以上 >準対象事業においては10ha以上	5 ha	特別地域(国立公園の特別地域等)内にあつては、当該地域内における施行区域の面積が要件の1/2以上のもの	なし

■ 各都道府県の太陽光発電施設に係る面積要件の下限値

〔 森林区域に追加要件がある都道府県については、その値を下限値としています 〕



# ○ 太陽光発電施設に関する環境配慮要件

表5 太陽光発電施設に関する環境配慮要件

項目	太陽光発電の環境配慮ガイドライン(令和2年3月環境省)における主な記載	森林区域	造成を伴わない開発
土地の安定性	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 平らな土地を作るため斜面等の土を切り取る切土や、土地の低い部分に土を盛る盛土を含む土地造成を行う場合、法面の崩壊等により土砂や太陽光発電設備自体が流出しないようにする必要がある。</li> <li>■ 切土や盛土を含む土地造成を行う場合や自然斜面に設置する場合、雨水や湧水、地下水は地表面の侵食等による崩壊等に繋がり、土地の安定性低下に直接影響を及ぼす。したがって、雨水等の排水対策をしっかりと行う必要がある。</li> </ul>	○	—
濁水	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新たに土地の造成を行う場合や、土砂の流出を防ぐ植栽等がない斜面に設置する場合は、降雨時に濁水が発生する可能性がある。特に隣接して農地や住宅地等が立地する場合、工事中を含めて、事業区域からの排水が流れ込むことのないように、排水計画を立てる必要がある。</li> </ul>	○	—
反射光	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 周辺の建物・施設等の状況や、パネルの設置の仕方によっては、季節と時間帯により、近接する建物や施設等に一時的に反射光が差す場合がある。</li> <li>■ 事業区域の周辺に住宅、学校、病院、高速道路や国道、空港等の施設があり、反射光による影響が懸念される場合は、シミュレーションを実施して影響の程度を確かめ、関係者(住民や該当施設の管理者等)に説明できるようにしておく必要がある。</li> </ul>	○	●
景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 太陽光発電は日射や送電線等の条件が揃えば、様々な場所に設置することができるため、地域で保全しようとしている景観に影響を及ぼしトラブルになる事例がある。</li> <li>■ 太陽光発電施設を設置した後に、景観への影響を小さくすることはとても困難。立地を決定する前に周辺の眺望点やそこからの景観資源の眺めの状況などをよく調べ、影響の程度や対策の必要性について十分検討することが必要。</li> </ul>	○	●
騒音	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ パワーコンディショナ及び熱負荷を減らすための空調機は、住宅等の近くに太陽光発電施設を設置する際は、騒音源となる設備を住宅等からなるべく離して設置するよう配慮が必要。</li> </ul>	—	●
動物・植物・生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業区域が森林や草地などの造成されていない土地や水面の場合は、重要な動植物の保全に配慮する必要がある。</li> <li>■ 事業区域の近くに湧水がある場合も注意が必要です。湧水周辺は、重要な動植物の生息・生育地となっていることが多いため、太陽光発電施設の設置に当たっては、土砂が流入しないようにするなどの配慮が必要。</li> </ul>	○	—

※令和8年1月26日 環境省「太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会(第1回)」 凡例 ○ 森林区域で問題が顕在化しやすい項目  
 の資料を基に作成 ● 造成を伴わない開発であっても問題となる項目

# ○ 三重県における太陽光発電施設の設置状況(1/4)

## 県内の太陽光発電施設の設置状況

- ・ 三重県は良好な日照環境(年間日照時間全国8位)にあり、**太陽光発電導入量は全国7位**(令和6年度末時点で290.8万kW)。
- ・ 県内の太陽光発電施設数は約11万件。このうち、FIT/FIP認定制度(固定価格買取制度等)の対象となる施設が約10万件。
- ・ **県内のメガソーラー(発電出力1MW以上)の設置件数は、令和7年7月時点で391件。**

### 【参考:電源構成に係る割合】

- ・ 自然再生エネルギーの割合(全国と県内)

全国 22.9% ※1

県内 25.4% ※2 (再エネ導入量 全国8位※3)

- ・ 太陽光発電の割合(全国と県内)

全国 9.8% ※1

県内 15.9% ※2 (太陽光発電導入量 全国7位※3)

※1 令和5(2023)年度におけるエネルギー需給実績(確報) 資源エネルギー庁より

※2 令和5(2023)年度三重県新エネルギービジョンにおける導入実績調査資料より

※3 令和7(2025)年3月末時点 都道府県別認定・導入量 再エネ特措法情報公開ウェブサイトより

表6 県内の主な太陽光発電施設※4

	発電所名	所在地(市町)	発電出力(MW)	面積(ha)
北勢	四日市足見川メガソーラー	四日市市	50	61
	木曾岬千拓地メガソーラー	木曾岬町	35	78
中勢	松阪太陽光発電所	松阪市	70	102
	オリックス51M津メガソーラー発電所	津市	42	112
南勢	宮リバー度会ソーラーパーク発電所	度会町	60	90
伊賀	南山城村・伊賀市太陽光発電所	伊賀市 ※京都府に跨ぐ	38	33

表7 県内のメガソーラー(発電出力1MW以上)の設置件数※4  
(令和7年4月時点)

	件数
北勢	165
中勢	100
南勢	72
伊賀	45
東紀州	9
合計	391

# ○ 三重県における太陽光発電施設の設置状況(2/4)

## FIT/FIP認定制度における太陽光発電施設の状況

- ・ 県内のFIT/FIP認定制度における太陽光発電施設の認定状況は令和6年度末で累計約2,700MW、運転開始容量で累計約2,500 MWとなっている。令和以降、認定容量、運転開始容量ともにおおむね減少傾向である。
- ・ これまでの運転開始容量に占めるメガソーラー(発電出力1MW以上)の割合は54%であり、令和以降に限っては37%となっている。

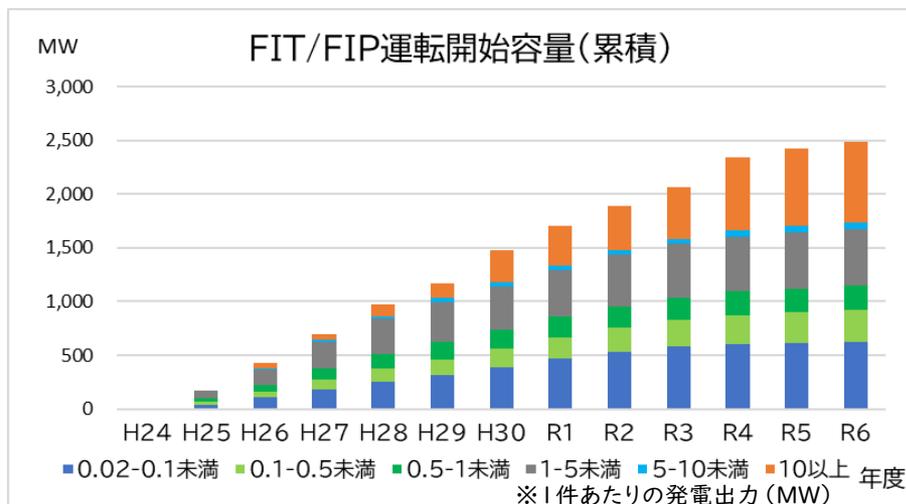
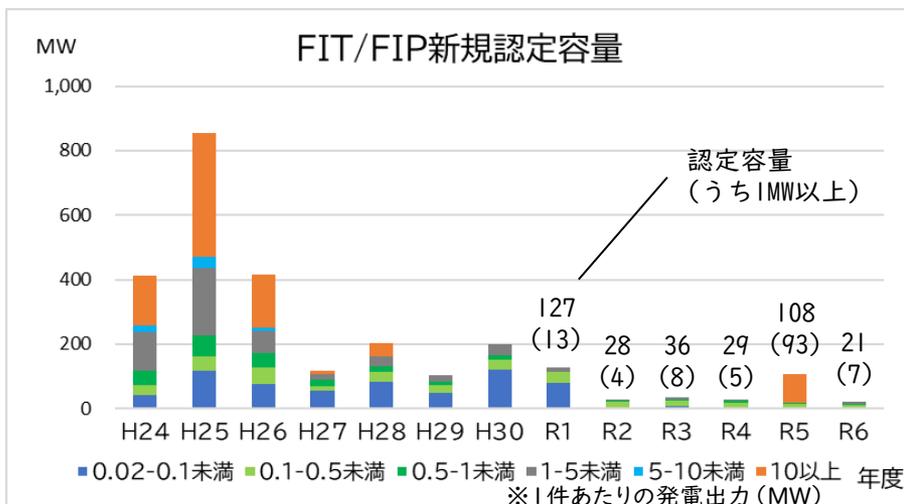


図4 FIT/FIP認定制度における太陽光発電施設の認定容量及び運転開始容量の推移

表8 FIT/FIP認定制度における太陽光発電施設の運転開始容量

運転開始容量 (MW)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計	割合(%)
10以上	0	0	47	11	53	28	165	59	45	77	193	50	26	752	30
5-10未満	0	0	7	14	0	14	8	0	8	0	6	0	10	66	3
1-5未満	0	72	74	99	82	50	24	39	34	24	16	6	3	524	21
0.5-1未満	0	31	34	39	34	22	12	18	15	6	6	5	2	224	9
0.1-0.5未満	0	29	23	37	31	24	29	26	21	19	29	16	18	301	12
0.02-0.1未満	0	41	66	77	74	61	74	77	66	52	21	10	6	624	25
合計	0	173	250	274	273	198	311	219	189	179	270	87	64	2,489	100

## 森林区域における太陽光発電施設の状況

- ・ 林地開発許可について、平成20年代後半は太陽光発電関連の許可件数・面積が大きく増えたが、令和3年以降は減少傾向である。
- ・ これまでの許可面積に占める太陽光発電の割合は63%であり、令和以降に限っても50%を超えている。

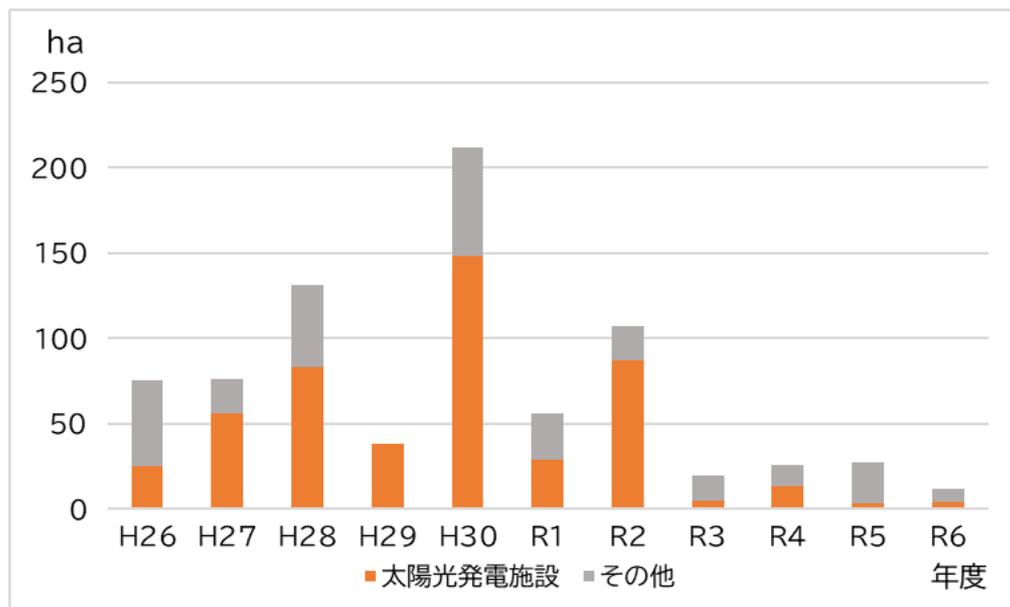


図5 県内の林地開発許可面積の推移

※林地開発許可制度において数値を把握できるため整理したもの。

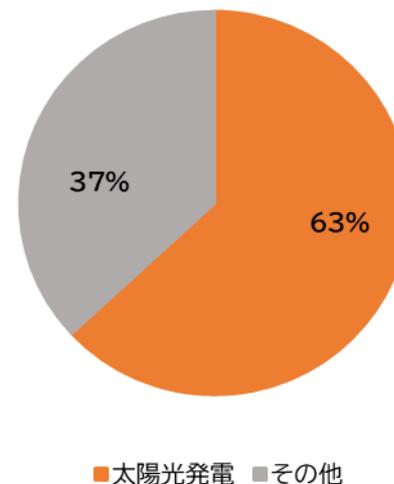


図6 県内の林地開発許可面積に占める太陽光発電の割合 (平成26年度～令和6年度)

表9 県内の林地開発許可件数 (令和元年度～令和6年度)

開発面積\年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
5ha以上(うち太陽光)	4 (3)	7 (5)	2 (0)	2 (1)	2 (0)	0
1~5ha(うち太陽光)	10 (4)	4 (3)	3 (2)	4 (1)	2 (1)	5 (2)
0.5~1ha未満	—	—	—	—	0	0

令和5年4月1日以降、地域森林計画の対象民有林において、太陽光発電施設の設置を目的とした土地の形質変更を行う場合、0.5haを超えるものについて許可が必要となったが、令和5・6年度の林地開発許可において、1ha未満のものはない。

# ○ 三重県における太陽光発電施設の設置状況(4/4)

## その他地域における太陽光発電施設の状況

- ・ 農地転用許可について、太陽光発電関連の許可件数・面積ともに令和元年をピークに減少傾向である。
- ・ これまでの許可面積に占める太陽光発電の割合は46%となっている。

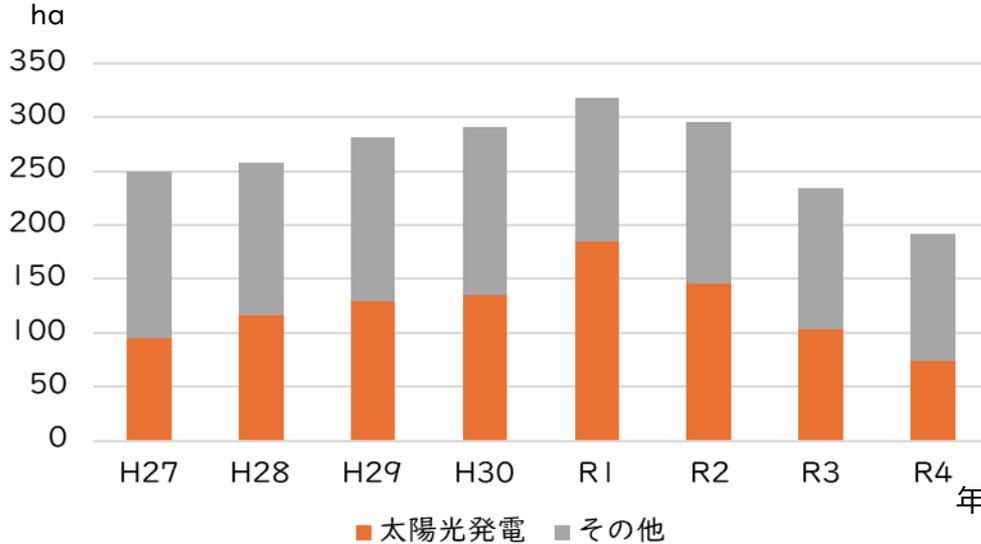


図7 県内の農地転用許可面積の推移

表10 県内の農地転用許可件数(太陽光)  
(令和元年度~令和5年度)

事業面積\年度	R1	R2	R3	R4	R5
5ha以上	2	3	0	0	1
1~5ha	7	13	2	5	5
1ha未満	1228	1170	522	556	875

※農地転用許可制度において数値を把握できるため整理したもの。

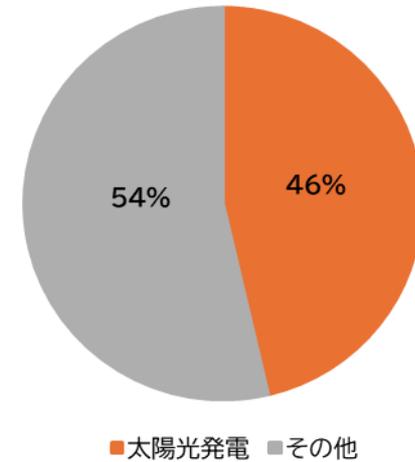


図8 県内の農地転用許可面積に占める太陽光発電の割合  
(平成27年~令和4年)



課題

- ・ 現行では、土地の造成を行う場合のみ条例の対象としているが、反射光や景観等は供用後の影響の懸念があり、造成を伴わない設置事例も多数確認されている。(事業者による環境配慮がなされない事例がある。)

太陽光発電事業に対する条例の対象事業の区分

- ・ 太陽光発電施設の設置について、現行では、一定規模以上の区域内において土地の造成を行う場合には、「宅地その他の用地の造成事業」として条例の対象としている。
- ・ 県内の太陽光発電施設において、事業区域の面積が10ha以上となる事業数は41件あるが、法・条例の対象となり、環境アセスメントを実施した件数は11件。  
 ※平成28年度以降、事業(施行)区域10ha以上が条例対象。  
 令和2年度以降、発電出力3万kW以上が法対象。
- ・ ゴルフ場跡地を利用した事例もあり、造成を伴わない太陽光発電施設の設置が行われている。  
 ゴルフ場跡地を利用した事業数の割合は32%であり、面積割合で見ると55%を占める。

その他考慮すべき事項

- FIT/FIP制度に関し、令和9年度以降の事業用太陽光(地上設置)について廃止が検討されていることから、新たな造成を必要としないゴルフ場跡地や利用が滞っている既造成地などを活用した太陽光発電施設の設置が進む可能性がある。
- 太陽光発電事業に係る特有の環境影響として、供用時におけるパワーコンディショナからの騒音や太陽光パネルからの反射光による影響が挙げられる。  
 特に、反射光については全国的に問題となっている。

表11 県内の太陽光発電施設のうち環境アセスメントの実施件数

	事業数	アセス 実施件数
10ha以上	41	法対象 1 条例対象 10

表12 県内の太陽光発電施設のうちゴルフ場跡地利用事業数

	事業数	ゴルフ場跡地	割合(%)
10ha以上	41	13	32

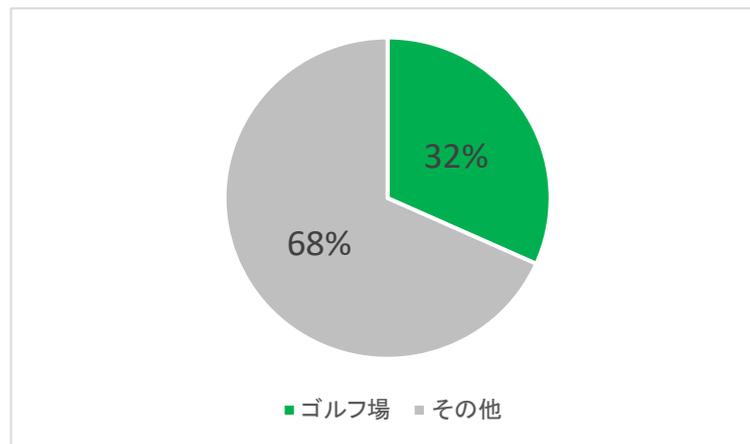


図10 県内の太陽光発電施設のうちゴルフ場跡地利用件数の割合

※ 資源エネルギー庁 事業計画認定情報 公表用ウェブサイトを基に  
 県独自に調査のうえ作成

太陽光発電施設の設置に係る2つの課題に対する改正の方向性を次のとおりとしてはどうか。

1. 【対象規模について】

簡易的環境影響評価の対象規模を5ha、森林区域は1haとする。

2. 【非造成事業について】

造成を伴わない施設の設置についても対象とする。

# 方向性1. 簡易的環境影響評価の対象規模を5ha、森林区域は1haとしてはどうか(1/3)

## 改正の内容

- ① [対象地域の拡大]  
対象事業としての環境アセスメントの規模要件を10ha以上、準対象事業としての簡易的環境アセスメントの規模要件を5ha以上とすることで、事業(施行)区域の面積が10ha未満であっても、防災上、環境上等の影響について事業者による環境配慮を促す。
- ② [メガソーラー(発電出力1MW以上)への懸念]  
森林区域においては、準対象事業としての簡易的環境アセスメントの規模要件を1ha以上とすることで、森林伐採を伴うメガソーラーについて5ha未満の比較的小規模な事業であっても、防災上、環境上等の影響について事業者による環境配慮を促す。

・ 三重県の森林率(県土に対する割合)は約64%。

<現行>

	事業区域の面積(ha)		
	≧20	≧10	≧5
県内全域	対象事業	準対象事業	—
特別地域	対象事業		準対象事業



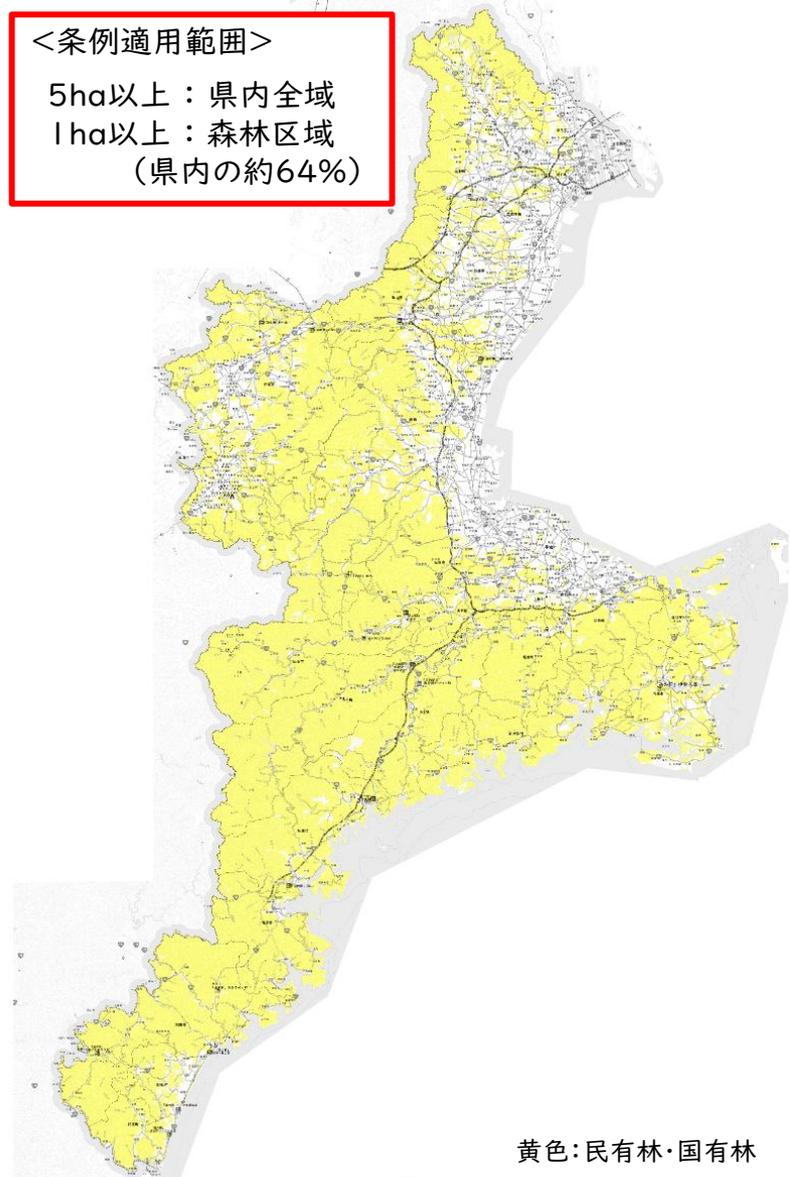
<改正後>

	事業区域の面積(ha)			
	≧20	≧10	≧5	≧1
県内全域	対象事業		準対象事業	—
森林区域	対象事業		準対象事業	

## 改正後の条例適用範囲の面積割合

<条例適用範囲>

5ha以上：県内全域  
1ha以上：森林区域  
(県内の約64%)



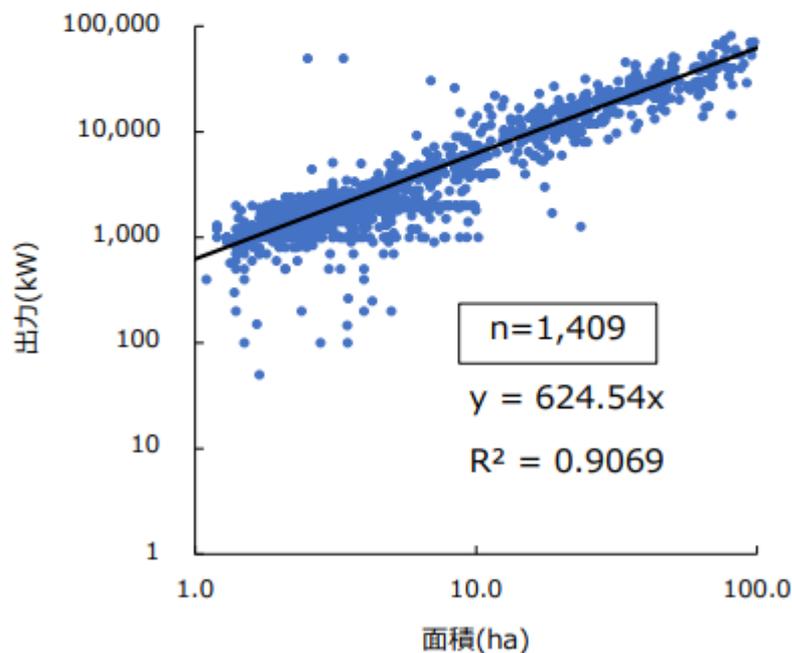
黄色：民有林・国有林

図11 県内の国有林、地域森林計画の対象民有林  
※地域森林計画の対象民有林は令和7年10月時点

- 林地開発(1ha超)においては、太陽光発電施設の出力量と事業面積の間には一定の比例関係が存在。
- 事業面積1ha以下を含む太陽光発電施設について調査した既存研究でも、ほぼ同様の傾向が見られる。

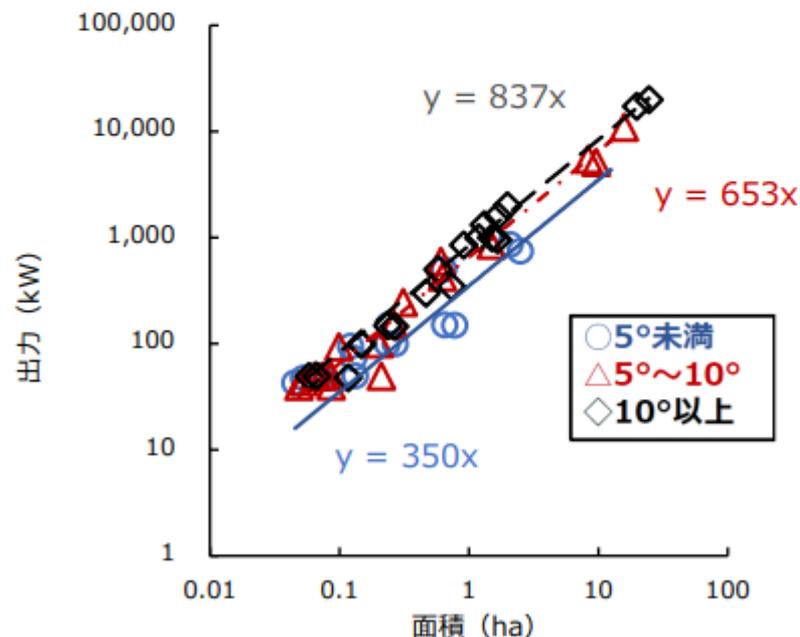
## ■ 太陽光発電施設の出力量と面積の関係

○ 林地開発許可(1ha超)



(出典：林野庁業務資料)

○ 既存研究(1ha以下を含む)



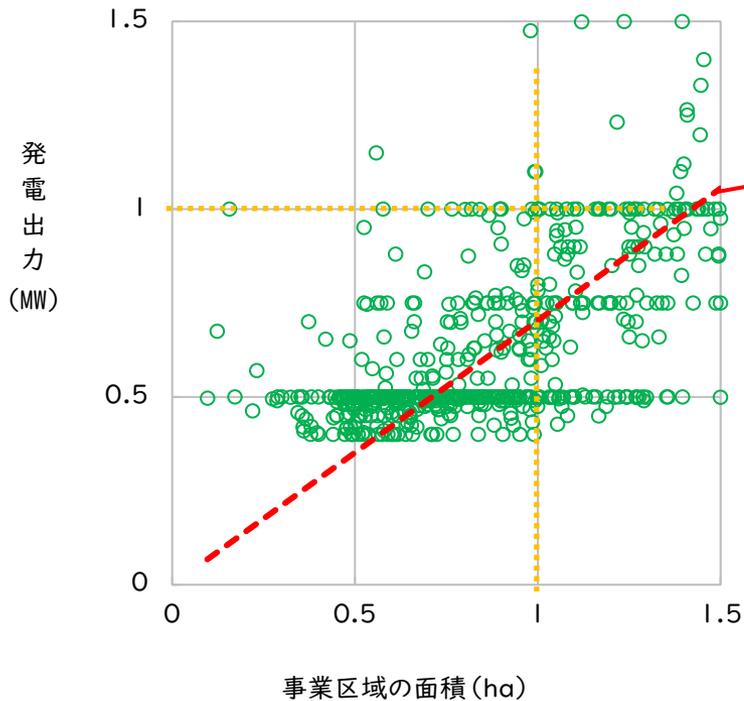
(出典：粕谷(2021) 中小規模地上設置型太陽光パネルの環境影響評価へ向けた立地特性の把握—山梨県における事例—)

1ha = 約600kW

同様の傾向

1ha = 約400~800kW

## 森林区域内の1ha以上を対象とする妥当性 (事業区域の面積に対する発電出力の相関関係)



事業区域の面積が1.5ha未満の県内の太陽光発電施設の設置状況を基に描いた近似曲線は、

$$y = 0.7037x$$
$$R^2 = 0.9169$$

したがって、事業区域の面積が1haの場合、発電出力は約0.7037MWとなる。  
[1ha ≒ 0.7MW]

- (参考) R2乗値
- 0.8~1 : 強い相関がある
  - 0.5~0.8 : 相関がある
  - 0.3~0.5 : 弱い相関がある
  - 0 ~ 0.3 : 相関がない

図12 事業区域が1.5ha未満の場合の近似曲線

※ 資源エネルギー庁 事業計画認定情報 公表用ウェブサイトを基に県独自に調査の上作成

対象規模として1ha以上を設定することで、メガソーラー(発電出力1MW以上)を対象とすることができる。

## 方向性2. 土地の造成を伴わない施設の設置についても対象としてはどうか

### 改正の内容

- ・ 条例の対象事業の区分に新たに「太陽光発電事業」を設定することで、現行では土地の造成を行う場合のみ条例の対象としているが、土地の造成を伴わない施設の設置についても対象とし、事業者による環境配慮を促す。

表13 太陽光発電施設に特有と考えられる環境影響

項目	太陽光発電の環境配慮ガイドライン(令和2年3月環境省)における主な記載
反射光	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 周辺の建物・施設等の状況や、パネルの設置の仕方によっては、季節と時間帯により、近接する建物や施設等に一時的に反射光が差す場合がある。</li><li>■ 事業区域の周辺に住宅、学校、病院、高速道路や国道、空港等の施設があり、反射光による影響が懸念される場合は、シミュレーションを実施して影響の程度を確かめ、関係者(住民や該当施設の管理者等)に説明できるようにしておく必要がある。</li></ul>
景観	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 太陽光発電は日射や送電線等の条件が揃えば、様々な場所に設置することができるため、地域で保全しようとしている景観に影響を及ぼすトラブルになる事例がある。</li><li>■ 太陽光発電施設を設置した後に、景観への影響を小さくすることはとても困難。立地を決定する前に周辺の眺望点やそこからの景観資源の眺めの状況などをよく調べ、影響の程度や対策の必要性について十分検討することが必要。</li></ul>
騒音	<ul style="list-style-type: none"><li>■ パワーコンディショナ及び熱負荷を減らすための空調機は、住宅等の近くに太陽光発電施設を設置する際は、騒音源となる設備を住宅等からなるべく離して設置するよう配慮が必要。</li></ul>

造成を伴わず太陽光発電施設を設置する場合でも、太陽光特有の環境影響について、事業者に一定の配慮を促すことが可能となる。

令和8年3月	三重県環境審議会（中間報告）
4月以降	パブリックコメント、市町等への意見照会 三重県環境審議会環境影響評価部会
夏頃	三重県環境審議会（最終報告） 三重県環境審議会から答申
10月頃	改正施行規則公布